



浄化槽は適正な 維持管理を

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎58 - 2111 (内線5305)

【保守点検】

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

【清掃】

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上(全ぱっ気方式は6ヶ月に1回以上)行う必要があります。
- 常総衛生組合の許可を受けた清掃業者に委託してください。

【法定検査】

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8ヶ月以内に行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会に申し込みをしてください。

茨城県水質保全協会 ☎029 - 291 - 4004

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さまのご協力をお願いします。

【一括契約システム】

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひ、ご利用ください。
- 一括契約システムの利用を希望する方は、保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽は、 合併処理浄化槽への転換をお願いします

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおおよそ1/8に減らせます。身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

【問い合わせ】

茨城県県民生活環境部環境対策課 ☎029 - 301 - 2966

- 取引・証明に使用するはかり(計量器)は、計量法により2年に1回定期検査を受けなければなりません。市では次の日程で定期検査を実施します。
- ▼日時・対象地区
 - 10月17日(木) 午前10時30分～午後1時30分
 - 正午 午後1時～3時
 - 「対象地区」小張・豊・谷井田・三島・東・板橋地区
 - 10月18日(金) 午前10時30分～正午 午後1時～3時
 - 「対象地区」小絹・谷原・十和・福岡・みらい平地区
- ▼検査会場 谷和原庁舎敷地内

- バス車庫
- ▼持参するもの ①はかり(分銅、おもりも必ず持参) ②受検通知 ③手数料(1台当たり520円～3000円くらい)
- ※はかりの数が膨大または運搬が困難な場合は、茨城県計量協会または茨城県計量検定所にお問い合わせください。
- 【問い合わせ】
 - 茨城県指定定期検査機関 一般社団法人茨城県計量協会 ☎029・225・7973
 - 茨城県計量検定所 指導課 ☎029・221・2763



手続き・申請

問 谷和原庁舎産業経済課 ☎58・2111 (内線3102)

はかり(特定計量器)の定期検査

- 国土利用計画法の届け出とは、土地取引を行った場合に必要となる届け出です。売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約締結日から2週間以内に、都市計画課まで届け出をお願いします。
- ▼届け出の必要な面積 市街化区域・2000㎡以上/市街化調整区域・5000㎡以上
- ◎詳しくは都市計画課までお問い合わせください。
- ▼届け出期限 契約締結日から2週間以内
- ▼届け出の必要な取引 売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など(農業委員会に届出した農地の売買などは除く)



手続き・申請

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111 (内線5103)

国土利用計画法の届け出をお願いします